

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託した事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人館野法律事務所
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで